

訂 正

8 ページ記載の下記箇所を訂正します。

（訂正前）

○貸付地の使用料

発電設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び発電設備の撤去工事の期間を通じて、発電設備を設置する貸付地の使用料を納付していただきます。使用料については、最低額を2（5）に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。

（訂正後）

○貸付地の使用料

発電設備の設置後に事業を行う期間（電気事業者との系統連携後）について、使用料を納付していただきます。発電設備の設置工事の期間及び撤去工事の期間については、無償とします。

使用料については、最低額を2（5）に示した額としますので、これ以上の単価を提示し、併せてその使用料を算定した根拠や考え方を提示してください。